

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付要綱

(目的)

第1 地域住民や地域団体が J R 八戸線に関連するイベントや観光利用の促進などに取り組む活動を支援するため、その経費の一部を予算の範囲内で助成し、J R 八戸線の利用拡大及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) J R 八戸線の沿線自治体の住民組織や各種団体等（以下「住民団体等」という。）である者
- (2) J R 八戸線を利用、又は J R 八戸線の活性化を目的とした事業を実施する者

第3 第1に規定する経費及びこれに対する助成額は、次のとおりとする。

対象経費	助成額
(1) J R 八戸線沿線の駅や駅周辺において、 J R 八戸線に関連したイベントを開催する 経費	当該経費の3分の2に相当する額 以内の額（上限20万円）。ただし、第2で規定する交付対象者が 学生が主体となった団体等の場合は、 当該経費の5分の4に相当する額以内の額（上限20万円）。
(2) J R 八戸線の利用を促すための経費	
(3) J R 八戸線に乗車するツアー等の企画に 要する経費	

(交付申請)

第4 助成金の交付を受けようとする住民団体等は、事業を実施する1カ月前までに、交付申請書(様式1)を、団体が所在する自治体を通じて協議会へ申請するものとする。

(交付決定)

第5 協議会は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書により、申請した団体等に通知するものとする。

(変更申請)

第6 第5により交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という。）が、第4の規定により提出した申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式2)を協議会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の20パーセント以内の増減、又は協議会が軽微な変更と認め

る場合は、この限りではない。

(助成金の交付)

第7 交付団体等は、第4及び第6で申請した事業（以下「助成事業」という。）が完了した場合は、事業完了日から起算して30日以内に実績報告書(様式3)及び助成金請求書(様式4)を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、助成事業が交付決定した内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに助成金を交付する。

(前金払)

第8 交付団体等は、助成事業の実施に際し、助成金の全部又は一部の交付を受けようとする場合は、助成金前金払請求書（様式5）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による書類を受理した場合において、助成事業の実施のために必要と認めたときは、速やかに助成金を交付する。

(財産の使用の制限)

第9 交付団体等は、助成金により取得した物品等を、助成事業以外に使用してはならない。ただし、助成事業の実施に支障がない範囲での使用は除く。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

様式 1

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) J R 八戸線利用促進協議会長

住 所

団 体 名

代 表 者

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金の交付を受けたいので、J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

1. 事業の名称

2. 交付申請額 円

3. 添付書類

(1) 事業計画書 (別紙 1)

(2) 収支予算書 (別紙 2)

(3) 団体等の概要 (会則、構成員名簿、団体の事業計画書など)

様式 1（別紙 1）

事業計画書

事業の名称		
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事業の目的 及び概要	【目的】 【事業概要】	
事業実施場所		
事業の連携体制		
事業費総額及び 助成金申請額	事業費総額	
	助成金申請額	
期待される 事業の効果		
連絡先	住 所： 担当者氏名： 電 話 番 号： メ ー ル：	

様式 1 (別紙 2)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	内 容
助成金		
合 計		

3 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	内 容 (品名、単価、数量、使途など)
合 計		

様式 2

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） J R 八戸線利用促進協議会長

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付け 第 号で交付金決定通知があった J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて、承認を申請します。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後

※金額の変更がある場合は、様式 1（別紙 2）を添付すること。

2. 変更理由

様式 3

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金実績報告書

年 月 日

(宛先) J R 八戸線利用促進協議会長

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付け 第 号で交付金決定通知があった J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付事業について、事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 事業の名称

2. 交付決定額 円

3. 添付書類

(1) 事業実績書 (別紙 1)

(2) 収支決算書 (別紙 2)

(3) 実績が確認できる書類 (領収書、購入物品の写真、事業実施の写真など)

様式 3（別紙 1）

事業実績書

事業の名称		
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事業の目的 及び概要	【目的】 【事業概要】	
事業実施場所		
事業の連携体制		
事業費総額及び 助成金請求額	事業費総額	
	助成金交付決定額	
	助成金請求額	
得られた 事業の効果		
今後の課題		

様式3（別紙2）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内 容
助成金			
合 計			

3 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内 容 (品名、単価、数量、使途など)
合 計			

様式 4

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金請求（精算）書

年 月 日

（宛先） J R 八戸線利用促進協議会長

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付け 第 号で交付金決定通知があった J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付事業について、次のとおり助成金の交付を請求します。

1. 交付請求額 金 円
 （ ・ 交付決定額 金 円 ）
 （ ・ 前金払受領済額 金 円 ）

2. 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

備考 精算の結果、交付を受ける助成金がない場合は、「補助金の交付の請求」を「精算」と記載すること。

様式 5

J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金前金払請求書

年 月 日

(宛先) J R 八戸線利用促進協議会長

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付け 第 号で交付金決定通知があった J R 八戸線交流人口拡大事業費助成金交付事業について、前金払いを受けたので、次のとおり助成金の交付を請求します。

1. 前金払の理由

2. 前払請求額 金 円

・ 交付決定額	金	円
・ 前金払受領済額	金	円
・ 差引残額	金	円

3. 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	